

高齢者虐待防止・身体拘束適正化指針

第1条 目的

当事業所は、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」及び「身体拘束等の適正化に関する指針」を踏まえ、利用者の尊厳の保持および安全の確保を最優先とし、虐待の防止および身体拘束の適正化を図るため、本指針を定める。

第2条 定義

1. 虐待の種類

高齢者虐待とは、次の行為をいう。

- ・身体的虐待
暴力行為、身体への危害、不適切な身体拘束など
- ・ネグレクト（介護・世話の放棄・放任）
必要な介護やサービス提供を行わない、生活環境を悪化させる行為
- ・心理的虐待
脅し、侮辱、無視、威圧的言動など精神的苦痛を与える行為
- ・性的虐待
わいせつ行為の強要または実施
- ・経済的虐待
本人の合意なく財産や金銭を使用・制限する行為

2. 身体拘束

身体拘束とは、利用者本人の意思に反して身体や行動の自由を制限する行為をいう。

身体拘束は原則として禁止とし、やむを得ない場合に限り、必要最小限かつ短時間で実施するものとする。

第3条 虐待防止・身体拘束適正化検討委員会

1. 役割

委員会は次の役割を担う。

- ・本指針の整備および周知
- ・虐待防止・身体拘束適正化に関する職員研修の企画・実施
- ・虐待および不適切な身体拘束の早期発見および予防
- ・発生時の対応、原因分析および再発防止策の検討

2. 構成員

管理部門および虐待防止担当者を必須とし、必要に応じて他職種の職員を加える。

3. 開催頻度および記録

- ・委員会は年1回以上定期開催する。
- ・虐待または身体拘束の疑いがある場合は、必要に応じて随時開催する。
- ・会議内容は記録し、適切に保管する。

第4条 職員研修

当事業所は、虐待防止および身体拘束適正化を推進するため、次の研修を実施する。

- ・新規採用時および年1回以上の定期研修
- ・虐待防止および身体拘束適正化に関する知識・技術の向上
- ・研修の開催日時、出席者、研修内容の記録および保管

また、必要に応じて外部研修等への参加を推奨する。

第5条 身体拘束の原則

当事業所は、身体拘束を原則として禁止する。

ただし、利用者または他者の生命・身体を保護するために緊急やむを得ない場合に限り、以下の手続きにより実施する。

- ・医師および関係者と協議する
- ・利用者または家族へ説明し同意を得る
- ・拘束の方法・理由・期間を明確にする
- ・実施内容を記録する
- ・必要最小限の期間とし、継続の必要性を随時検討する

第6条 虐待または不適切な身体拘束発生時の対応

虐待または不適切な身体拘束の疑いが生じた場合は、以下の対応を行う。

- ・速やかに管理者および委員会へ報告する
- ・利用者の安全確保を最優先とする
- ・必要に応じて行政機関や警察等と連携する
- ・発生原因を分析し、再発防止策を検討する
- ・対応内容を職員へ周知する

また、加害者が職員である場合は、就業規則等に基づき厳正に対応する。

第7条 相談・報告体制

利用者および家族からの相談・通報は、虐待防止担当者または管理者が窓口となる。

職員は日常業務の中で虐待の早期発見に努め、疑いがある場合は速やかに報告するものと

する。

第8条 苦情への対応

虐待や身体拘束に関する苦情があった場合は、苦情受付担当者が内容を確認し、管理者へ報告する。

相談者および利用者の個人情報の保護を徹底し、相談・通報を理由とした不利益な取扱いを行わない。

第9条 成年後見制度の利用支援

利用者の権利擁護を図るため、必要に応じて成年後見制度に関する情報提供を行う。

また、行政機関や関係機関と連携し、制度利用を支援する。

第10条 情報公開

本指針は事業所内に備え付け、職員に周知するとともに、利用者およびその家族から求めがあった場合は閲覧または説明を行う。

また、必要に応じてホームページ等で公開する。

附則

本指針は 2025 年 12 月 1 日より施行する。

当事業所は、利用者の尊厳と権利を守ることを最優先とし、安全で安心できる訪問看護サービスの提供に努めます。

ゆるり訪問看護リハビリステーション調布